

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。国の制度改善と予算措置により、35人以下学級は小学校1、2年生と広がったものの、小学校3年生以降への拡大はみられない。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

佐賀県をはじめ多くの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人から35人以下学級が行われている。これは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべきである。

義務教育費国庫負担制度については、現在、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2017年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要請する。

- 1 国の施策として、少人数学級を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 学校整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月23日

佐賀県唐津市議会

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山崎正昭	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	高市早苗	様
文部科学大臣	馳	浩様